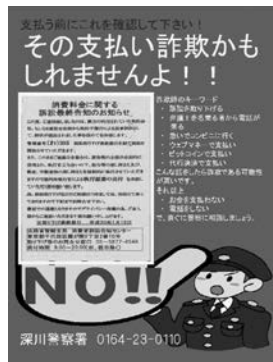




## その支払い 詐欺かもしれませんよ！

架空請求詐欺はがきの送付が、後を絶ちません。はがきは女性を対象に送付されてきます。「訴訟を取り下げる」「弁護士を名乗る者から電話が来る」「急いでコンビニに行く」「電子マネーで支払をする」「代行決済をする」などのキーワードは詐欺です。絶対に電話や支払いをしないようにしましょう。また右記画像にある犯人から送られてきた実際の詐欺はがきを参考に、家族みんなで気を付けましょう。



**消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ**

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)285 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただく様お願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年1月18日

法務省管轄支局 消費者訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関3丁目2番10号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5877-8546  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

## お子さんのネット利用を見守りましょう

夏休みに入り、お子さんがネットを利用する機会も増えると思われませんが、サイバー空間を利用した犯罪は、年々増加し、その手口も巧妙なものとなっています。ご自身のお子さんや家族が被害者とならないために、次のことに気を付けてください。

- ① 知らない人からのメールは開かない
- ② SNSなどに人の悪口を書き込まない
- ③ 名前、住所、写真などを気軽に公開しない
- ④ 知り合いでもパスワードは知らせない
- ⑤ 他人が作ったものを勝手に使用しない
- ⑥ 歩きスマホをしない
- ⑦ ルールを決めやりすぎに注意する

### 犯罪の発生状況 (平成30年6月末現在)

	空き巣	事務所 荒し	出店荒し	万引き	鉄板盗	自動車・ オートバイ盗	自転車盗	車上狙い	部 品 ねらい	詐 欺	軽 油 灯油盗	その他	合計
平成 30 年		2										2	4
平成 29 年			1										1

### 交通事故の発生状況 (平成30年6月末現在)

町内における交通事故件数

	人身事故	物損事故
平成 30 年	0	平成 30 年 20
平成 29 年	1	平成 29 年 24

町民が町外で第1当事者と  
なった人身事故件数

平成 30 年	1
平成 29 年	1